御殿場市フットサルリーグ運営要項

１　事務局

本リーグの事務局は、運営委員会に置く

２　選手登録等

１）参加資格を有するチームの選手の登録は、制限されない。

２）１チームの選手登録は５名以上とし、代表者及び副代表者を各１名おく。

３）チームの代表者は１８歳以上の社会人とする。

４）登録選手の同一年度内の移籍は、前チームの「登録抹消届出書」と新チームの「追加登録届出書」を添えて行う。

５）選手の二重登録及び登録以外のチームでの出場及び未登録者の出場は、いかなる場合も認めない。これに違反した選手、チームにはリーグ運営委員会の協議を経て相当の処分を行う。

６）「追加登録届出書」「登録抹消届出書」は、試合の１週間前までにリーグ運営委員会に所定の書式によって届け出る。

７）高校生以下の学生の参加は、運営委員会が認めた場合に限り許される。

３　日程及び試合時間

１）本リーグは、運営年度内に運営委員会が定めた場合のみ前期戦と後期戦を行う事が出来る。

２）本リーグは、月曜日から金曜日までに行うことを原則とする。

３）本リーグの試合時間は次によることを原則とする。

①試合時間　２０－５－２０（ランニングタイム）

②第一試合開始時間　１９：１５

③第二試合開始時間　２０：１０

※開始時間は運営委員会が変更できる

４　ブロック分け及び競技規則

１）本リーグは、リーグ運営委員会においてブロック分けを行う。

２）本リーグの試合は（財）日本サッカー協会のフットサル競技規則及びローカル・ルールを準用する。

３）ローカル・ルールは（財）日本サッカー協会のフットサル競技規則より優先する。

４）勝者に勝点３、引分けの場合は両チームに勝点１を与える。

５　順位決定方法

順位の決定は、次の順番で行う。

１）総勝点数　２）当該チームの勝敗　３）得失点差　４）総得点数　５）得点率

６　役割

１）運営委員は、運営委員長、担当理事を互選し、本リーグ運営について、次の権限を有し、責務を負う。

①　運営委員は、ブロック毎に１人置く。

②　試合の組合せ及び試合日を決定し、各チームに連絡する。

③　試合結果の集計を行い、各ブロックの順位を決定する。

④　その他、運営に必要な事項を行う。

⑤　運営委員長、担当理事は各ブロックの状況を把握し、円滑な運営を指示する。

２）当番チームは、当日の運営について次の権限を有し、責務を負う。

①　当番チームは、試合日ごとに運営委員会が指名する。

②　各会場の試合規則に則り、第一試合開始時間の１０分前に準備を終了し、定められた時間までに後片付けを終了すること。

③　当日の運営を管理し、試合結果報告書を運営委員会に提出する。

④　天候、会場の状況、その他により試合の決行、中止を決定する（小雨決行）

３）審判は、試合の進行について次の権限を有し、責務を負う。

①　審判チームは、試合ごとに運営委員会が指名し、各チーム持ち回りで行う。

②　主審及び第２の審判、タイムキーパーで行うこと。

③　審判は（財）日本サッカー協会登録のフトサル審判資格の有資格者が行うことを原則とする。

④　主審は試合の運営を管理し、記録書を当番チームに提出する。

⑤　タイムキーパーは、審判を補助し、試合時間と記録及び交代選手の管理を行う。

⑥　主審、第２の審判は適切な服装、用具を用意して試合に臨まなければならない。

⑦　　チームは（財）日本サッカー協会登録のフットサル審判の有資格者を２名以上有すること。但し、やむを得ない場合は運営委員会が開催するルール講習会を受講し、定められた期間フットサル審判有資格者に代えることができる。

４）試合を行うチームは、次の権限を有し、責務を負う。

①　当番チームの指示に従い、円滑な試合運営に協力すること。

②　試合球は、各チームが持寄る。試合球の紛失は、如何なるものも責任を負わない。

③　試合は、各会場の使用規則に従って行う。

④　会場での飲食、喫煙は行ってはならない。

⑤　ゴミは各チームで処理する。

⑥　他の使用者に迷惑をかけない。

５）服装・用具・その他

①　審判の服装は、審判服の上着を着用する。審判は、ホイッスル、ストップウオッチ、各種カード、その他必要な用具を携帯する。タイムキーパーは、ストップウオッチ、その他の必要な用具を携帯する。

②　選手のユニフォームは、各チーム統一とし、キーパーは、他の競技者と区別できるものとする。１チームにつき２色のユニフォームを揃えること（サブユニフォームは番号付ビブスも可)。すね当ては、着用すること。時計、めがね、ピアス等ケガの原因になりそうなものは身に付けない。冬期等にパンツの代わりにジャージ等を着用する場合はプレーに支障のないものとする。

③　指定された当番、審判が出来ない場合は、自己の責任において他チームへ依頼する。

④　試合の延期願いは、試合日の前週の同曜日までに運営委員、当番、審判、相手チーム、社会人部に届け出ること。それ以降の延期願いは、不戦試合とし運営委員会で再試合を組まないので自己の責任において再試合の設定を行うこと。

⑤　当日及び前日の当番、審判、試合のキャンセルは如何なる場合も行ってはならない。これを行ったチームは次年度の参加について運営委員会において検討する。当日及び前日の試合のキャンセルは、放棄試合とする。

⑥　放棄試合を行ったチームは、審判チーム及び相手チームに各 5,000 円を支払う。

⑦　本リーグ戦によるケガ及び事故等があった場合は、御殿場市サッカー協会及びリーグ運営委員会に速やかに連絡する。本リーグで行う補償は、御殿場市サッカー協会が契約した保険の範囲内において行われる。

⑧　その他、疑義が生じた場合は運営委員会において決定する。

7　運営委員会

運営委員会は運営委員長、担当理事、各ブロックの運営委員、社会人部理事によって構成する。

8　表彰

各ブロック１位から３位までのチームを表彰する。個人表彰は行わない。

9　罰則

１）社会人部が召集する会議に無断で欠席した場合は、5,000 円／１チームを協会に支払わなければならない。

２）御殿場市フットサル・リーグ規約、運営要項に違反したチーム、選手は運営委員会の協議を経て、相当の処罰が行われる。

３）協会加盟チームあるいは選手として相応しくない行動、対応が顕著な場合は理事会の承認を得て除名処分の対象とする。

付則

この運営要項は２０００年６月２８日より施行する。

この運営要項は２００１年４月　１日より施行する。

この運営要項は２００２年４月　１日より施行する。

この運営要項は２０１０年４月　１日より施行する。

この運営要項は２０１７年４月　１日より施行する。

この運営要項は２０２３年４月　１日より施行する。